

宮城県公報

行 宮 城 県
宮城私学文書課
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○土地区画整理組合事業資金貸付規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○文書規程の一部を改正する訓令

告 示

○保安林の指定の解除(二件)

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区役員の退任の届出

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の指定取消し等の届出

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

ページ

規 則

土地区画整理組合事業資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

土地区画整理組合事業資金貸付規則の一部を改正する規則

土地区画整理組合事業資金貸付規則(昭和四十二年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

る。

第二条第一項中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第一号」に改め、同項第一号中「第十一条の二第二号」を「第十七条第二号」に改める。

第十一条中「第十四条第一号」を「第三十条第一号」に改める。

第十二条中「第十四条第一号イ」を「第三十条第一号イ」に、「第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第十三条中「第十四条第三号」を「第三十条第三号」に改める。

様式第一号及び様式第五号中「密1※密4項密3号による」を「第1※密4項第1号に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

訓 令 甲

○宮城県訓令第十一号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号ロ及び第二十四条第一項第一号中「、議案及び議会への報告」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年七月二十一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百四十七号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市小網倉浜家ノ入二六の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百四十八号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市波路上岩井崎四四の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市波路上岩井崎一の一（次の図に示す部分に限る。）、磯草一八の二・三九七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

三 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市波路上岩井崎一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年七月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 加 藤 睦 男

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年五月十日	板橋利光	仙台市太白区富田字南ノ西十九番地	理事
平成二十九年五月十日	菅井市郎	仙台市太白区四郎丸字渡道六十三番地	理事
平成二十九年五月十日	入間川昭一	二 名取市高館吉田字吉合三十八番地の	理事
平成二十九年五月十日	菊地芳夫	名取市杉ヶ袋字新田北裏三十四番地	理事
平成二十九年五月十日	菅野清藏	名取市大曲字中小路八番地	理事
平成二十九年五月十日	今野慶一	名取市手倉田字堰根二百七十七番地	理事
平成二十九年五月十日	郷内良治	名取市愛島笠島字上北沢五番地	理事
平成二十九年五月十日	森良二	名取市本郷字三合田一番地	理事
平成二十九年五月十日	布田吉昭	岩沼市小川字深町五十五番地	理事

二 退任した者

平成二十九年五月十日	長田 克美	岩沼市字朝日百七十一番地	理事
平成二十九年五月十日	穴戸 繁	岩沼市早股字新小林二百九十八番地の二	理事
平成二十九年五月十日	佐藤 武直夫	岩沼市押分字中光谷八十七番地の二	理事
平成二十九年五月十日	引地 誠一	名取市小塚原字辻野一番地	監事
平成二十九年五月十日	谷地沼 初男	岩沼市早股字小林二百六番地の二	監事
平成二十九年五月十日	小野 文雄	名取市高館吉田字中在家八十八番地	監事

平成二十九年五月九日	板橋 利光	仙台市太白区富田字南ノ西十九番地	理事
平成二十九年五月九日	菅井 市郎	仙台市太白区四郎丸字渡道六十三番地	理事
平成二十九年五月九日	入間川 昭一	名取市高館吉田字吉合三十八番地の二	理事
平成二十九年五月九日	菊地 芳夫	名取市杉ヶ袋字新田北裏三十四番地	理事
平成二十九年五月九日	菅野 清藏	名取市大曲字中小路八番地	理事
平成二十九年五月九日	今野 慶一	名取市手倉田字堰根二百七十七番地	理事
平成二十九年五月九日	郷内 良治	名取市愛島笠島字上北沢五番地	理事
平成二十九年五月九日	森 良二	名取市本郷字三合田一番地	理事
平成二十九年五月九日	布田 吉昭	岩沼市小川字深町五十五番地	理事
平成二十九年五月九日	長田 克美	岩沼市字朝日百七十一番地	理事
平成二十九年五月九日	穴戸 繁	岩沼市早股字新小林二百九十八番地の二	理事
平成二十九年五月九日	佐藤 武直夫	岩沼市押分字中光谷八十七番地の二	理事

平成二十九年五月九日	引地 誠一	名取市小塚原字辻野一番地	監事
平成二十九年五月九日	谷地沼 初男	岩沼市早股字小林二百六番地の二	監事
平成二十九年五月九日	高橋 明良	名取市下余田字成田六十四番地の二	監事

○宮城県告示第六百五十号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和町土地改良区
役員
の退任について、次のとおり届出があった。
平成二十九年七月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 加藤 睦 男

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十九年六月三十日	文屋 儀一	黒川郡大和町落合相川字塚越三十六番地の三	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十九年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種一号） 七十四キリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年六月十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号
- 五 落札金額 六百二十三万三千七百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年五月十九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十九年七月二十一日
 宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

希望あふれる仙台をつくる市民の会 村上 一彦 石田 一也 仙台市青葉区五橋二一四一 平成二十九年六月二十二日

JOS 佐藤 裕人 伊藤 潔 仙台市泉区七北田字東裏二 平成二十九年六月二十六日

菅原ひろのり後援会 菅原 一博 鎌田 善幸 仙台市青葉区大町二一一三 平成二十九年六月六日

仙台の未来を考える 佐藤万里子 鎌田 善幸 仙台市青葉区大町二一一三 平成二十九年六月六日

畑山和晴後援会 畑山 和晴 畑山 律子 富谷市成田三一三二一五 平成二十九年六月六日

150万仙台プロジェクト 庄子三奈子 三浦 博之 仙台市青葉区上杉一三二二二エクト 平成二十九年六月五日

伏谷修一後援会 伏谷 修一 伏谷 修一 多賀城市八幡三一三一六 平成二十九年六月二十三日

Vote for Sendai 大津さとし 大津さとし 仙台市太白区向山四一一一五 平成二十九年六月二十三日

宮城交通政策研究会 針生 勝美 山田 俊徳 仙台市青葉区昭和町三一 平成二十九年六月二十三日

○宮選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党白石市支部 安藤 俊威 代表者 安藤 俊威 佐藤 英雄 平成二十九年六月十七日

自由民主党加美町支部 皆川章太郎 主たる事務所の所在地 加美郡加美町字赤塚二一五 新田字原江二五一 平成二十九年六月十二日

自由民主党宮城県地域振興支部 千葉 嘉春 代表者 皆川章太郎 米澤 秋男 平成二十九年五月二十五日

民進党宮城県第2区総支部 安住 淳 代表者 安住 淳 林 宙紀 平成二十九年六月六日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

幸福実現党宮城県本部 油井 哲史 代表者 油井 哲史 榎原 慎一 平成二十九年四月三十日

塩釜歯科医師連盟 郷家 敏昭 会計責任者の氏名 大野 宗賢 佐々木芳昭 平成二十九年六月十五日

菅原ひろのり後援会 佐藤 裕人 代表者 佐藤 裕人 菅原 一博 平成二十九年六月七日

仙台の未来を考える 佐藤万里子 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区大町二一一四 仙台市青葉区大町二一一三 平成二十九年六月二十九日

日本薬業政治連盟宮城県支部 鈴木 三尚 代表者 鈴木 三尚 一條 武 平成二十九年六月十二日

畑山和晴後援会（設立届出年月日平成二十七年七月二十八日） 畑山 和晴 主たる事務所の所在地 富谷市成田三一三二一五 黒川郡富谷町成田三一三二一五 平成二十八年十月十日

林宙紀後援会 林 宙紀 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区上杉一三二二二 仙台市泉区泉中央四一九一 平成二十九年六月五日

宮城県歯科衛生士連盟 盛 京子 代表者 盛 京子 奥谷 房子 平成二十九年五月二十八日

宮城県商工政治連盟 佐藤 倫治 代表者 佐藤 倫治 斎藤 昭芳 平成二十九年

一迫花山支部 の氏名 六月二十二日

の氏名 阿部 朗 齋藤 行男

宮城県中小企業政策 今野 敦之の代表者 今野 敦之 山野 國廣 平成二十九年六月二十七日

推進協議会

○宮選管告示第八十七号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十九年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

佐藤茂光後援会 小山 剛 平成二十九年五月三十一日

畑山和晴後援会（設立届出年月日 平成二十七年七月二十八日） 畑山 和晴 平成二十九年六月一日

伏谷修一後援会（設立届出年月日 平成十九年三月十二日） 伏谷 修一 平成二十九年六月二十三日

三品彰夫後援会 太田 靖男 平成二十八年十二月三十日

○宮選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)

畑山和晴後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 畑山 和晴

資金管理団体の届出に係る公職の種類 富谷市議会議員

報告年月日 29. 6. 6 (29. 6. 1 解散)

1 収入総額

0

2 支出総額 0

伏谷修一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伏谷 修一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市議会議員

報告年月日 29. 6. 23 (29. 6. 23 解散)

1 収入総額 31,005

前年繰越額

31,005

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

三品彰夫後援会

報告年月日 29. 6. 15 (28. 12. 30 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)

畑山和晴後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 畑山 和晴

資金管理団体の届出に係る公職の種類 富谷市議会議員

報告年月日 29. 6. 6 (29. 6. 1 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

伏谷修一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伏谷 修一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市議会議員

報告年月日 29. 6. 23 (29. 6. 23解散)

1 収入総額 31,005

前年繰越額 31,005

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

三品彰夫後援会

報告年月日 29. 6. 15 (28. 12. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(資金管理団体)

如山和晴後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 如山 和晴

資金管理団体の届出に係る公職の種類 富谷市議会議員

報告年月日 29. 6. 6 (29. 6. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

伏谷修一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伏谷 修一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市議会議員

報告年月日 29. 6. 23 (29. 6. 23解散)

1 収入総額 31,005

前年繰越額 31,005

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

佐藤茂光後援会

報告年月日 29. 6. 27 (29. 5. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十九年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

伏谷 修一 多賀城市議会議 伏谷修一後援会 多賀城市八幡三ー三ー一六 平成二十九年六月二十三日

○宮選管告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

林 宙紀 林宙紀後援会 主たる事務所 仙台市青葉区上杉 平成二十九年六月五日

○宮選管告示第九十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体でなくなった旨届出があった。

平成二十九年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出
資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日
をした者の氏名

伏谷 修一 伏谷修一後援会 平成二十九年六月二十三日

(二) 法第十九条第三項第二号による届出
資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体でなく
をした者の氏名 なった年月日
畑山 和晴 畑山和晴後援会 平成二十九年六月一日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月21日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可を要する道路使用行為)</p> <p>第22条 法第77条第1項第4号の規定により、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者（第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができ選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）は、警察署長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路において、ロボット、移動に用いる用具等の</p>	<p>(許可を要する道路使用行為)</p> <p>第22条 法第77条第1項第4号の規定により、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者（第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができ選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）は、警察署長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる</p>

実証実験をすること。

自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。